

北九州市 児童福祉施設等 第三者評価結果票

1 施設・事業所の概要

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 事業者名（法人名） | 北九州市 |
| (2) 事業所名 | 天籟寺保育所 |
| (3) 設立年月日 | 昭和27年 3月 |
| (4) 定員 | 120 名 |
| (5) 所在地 | 戸畑区菅原一丁目 5-7 |
| (6) 電話番号 | 093-871-2950 |

2 評価実施日

平成30年 9月 5日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

保育所は住宅に囲まれ静かな環境に位置します。少し歩くと菅原神社や天籟寺川、夜宮公園、猿渡公園があり、子どもたちは季節感あふれた園外活動を楽しんでいます。この地区は伝統行事“戸畑祇園大山笠”が根づいており、地区の方が保育所の為に作ってくれた子ども用の山車を曳いて廻るなど、地域と一体となった活動もしています。

I 子どもの発達援助

全体的な計画は基本方針に基づき、指導計画も年齢ごとに作成されています。地域に根差した活動が無理なく取り入れられていて、地域の方々の多大な支援が見られます。保育の記録は継続的になされ保管されています。気になる子どもについてはケース会議が他機関との連携のもとに行われ、職員へ周知すると共に指導計画に反映されています。保護者とも情報交換を行い、配慮した伝え方をされています。

健康管理については嘱託医が午前中に健診を行い、この内容に基づいた情報が全職員に文書配布されています。感染症発生時は各クラス別に症状の説明と発症人数が示され、保護者へも確実に伝えてられています。その日の野菜摂取量を本物の野菜で示したり、調理師さんとの触れ合いなど食育への取組も行なわれています。アレルギー疾患をもつ子どもについては除去食が提供されています。

菜園活動、昆虫や魚の飼育、公園散歩で草花に触れるなど、様々な自然との関わりを保育に取り入れています。小学校のALT（外国語指導助言者）を招いての異文化交流は良い取組と評価できます。

安全な環境を維持できるように日常的なチェックがなされています。

II 子育て支援

保護者との連絡は、口頭のほか3歳未満児は個人連絡ノート、3歳以上児はクラスノートで行われています。クラス懇談、個別面談が年に1回開催され、行事等も日程調整がしやすいように年度当初、保護者に伝えていきます。保護者会が組織化され、協力体制も整っています。配慮を要する子どもについては、職員会議などで情報を交換し、早期発見に努めています。児童虐待に関する研修に参加し、関係機関との対応、連携体制が整っています。地域の子育て支援に積極的に取り組んでいます。

III 地域の住民や関係機関等との連携

地域の関係機関などからの情報は、掲示、整理され自由に持ち帰れます。自治会や地域の団体の様々な行事、活動に参加するなど、地域の一員として連携した取組がなされています。保幼小連絡担当者がおり、近隣の小学校、幼稚園、保育所と定期的に交流し、職員間の話し合い、研修など連携の機会を設けています。

IV 運営管理

保育理念・基本方針は明文化され、掲示されています。中・長期計画も職員に周知されています。全職員で保育の質の向上や改善について検討しています。保護者の意向を把握、分析検討し、結果は保護者に報告しています。職員の研修機会を確保しています。守秘義務の遵守については、職員倫理規定に明文化され、伝達しています。保護者、地域住民に対しても分かりやすく情報提供を行っています。事故防止や災害、食中毒などのマニュアル(チェックリスト)が各クラスに設置され、職員に周知されています。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録 保育計画には保護者の意向や地域の実態が反映され、基本方針に基づいて作成されています。地域の独自性を保育にも取り入れ、年齢ごとの指導計画との整合性も認められます。保育の記録は北九州市共通の帳票を利用し継続的な記録と保管がなされています。</p> <p>会議 気になる子どもについては、ケース会議が行なわれ、全職員に周知されています。協議内容は指導計画に反映され、子どもの変化に合わせて見直しが行われ、保護者ともケースに応じた配慮した伝え方を行い連携が図られています。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理 健康管理保健年間計画が作成され、マニュアルの整備、嘱託医との綿密な連携、保護者への通知も的確に行なわれています。</p> <p>感染症 感染症に関するマニュアルは整備されています。発生時には改めて症状の説明とクラス別発症人数が通知され、家庭での情報と照らして拡散を防ぐ工夫がなされています。</p> <p>食事 テーブルクロスを掛けるなど、食事を楽しむ工夫をしています。5歳児は当番が小学校と同じ白衣を着て配膳しています。アレルギー疾患をもつ子どもについては四者（保護者・所長・担任保育士・栄養士免許をもつ調理員）で協議を行い、除去食が提供されています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境 各クラスには年齢に応じ、季節感のある楽しい子どもの作品が展示されています。衛生に関しては定期的かつ必要に応じて消毒がなされています。</p> <p>保育内容 子どもへの言葉かけを見直し、是非は示しながらも肯定的な言葉かけや行動変容を促す言葉かけを全職員で共有しているところは高く評価できます。今後は保護者への通知方法（その月の重点場面と言葉かけを示すなど）を模索して戴くと良い効果につながると思います。</p> <p>人権・性差 小学校のALT（外国語指導助言者）を招いて他の国の文化に触れる取組は評価できます。また性差や役割分業について子どもが固定観念をもたないよう、遊びや発表会での役決めを子どもの意見を取り入れながら保育士が指導援助しています。</p> <p>障害児保育 専門機関と連携し、また保育所へ来所を要請するなど、前向きな取組が行なわれています。</p>

II 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取組などを評価したものです。

評価対象	評価結果
入所児童の保護者 の育児支援	保護者との関係・虐待 保護者との連絡は、口頭のほか3歳未満児は個人連絡ノート、3歳以上児はクラスノートで行われ、クラス懇談、個別面談が年に1回開催されています。行事などの日程も、年度当初保護者に知らされ、日程調整がし易いよう配慮が見られます。保護者会が組織化され協力体制も整っています。子ども一人一人に対して受け入れ時の視診や着替えの際に日頃と変わったことはないかなどチェックが行われ、配慮を要する子どもについては、職員会議などで情報を交換し、早期発見に努めています。児童虐待に関する研修に参加し、関係機関との対応、連携体制が整っています。
地域の子 育て支援	地域支援・一時保育 未就園児親子を対象に年間5回「子育て広場」を企画し、遊戯室や園庭が開放、図書の貸し出しや子育て相談にも応じています。地域の子育て支援に積極的に取り組み、育児講座や講演会も定期的で開催されています。子育て支援についての情報は屋外掲示板を利用して行っています。

III 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

地域の子育て支援 関係機関・団体との連携	地域での役割・その他機関との連携 地域の関係機関等からの情報は、玄関付近や廊下に掲示、整理され自由に持ち帰れます。必要な情報は、各家庭に配布されています。様々な行事や地域活動に参加し、地域の一員として連携した取組がなされています。保幼小連絡担当者がおり、近隣の小学校、幼稚園、保育所と定期的に交流し、職員間の話し合い、研修など連携の機会を設けています。行事開催にあたっては近隣への迷惑に配慮し事前に理解と協力をお願いや保護者へも注意を呼びかけています。
実習・ボランティア	実習等の受入 受け入れは担当者が決められ、関係する研修にも参加しています。実習生や保育体験、ボランティアそれぞれの受け入れに対して作成された文書を基に意義や方針、注意事項等の説明をしています。保護者、職員に周知、理解されています。実習などの期間中には、担任と個別に対応する時間を設け、全体反省会も実施されています。

IV 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修などの取組がなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	理念・方針 保育理念・基本方針は明文化され、掲示されています。保育所の概況を区役所保健福祉課を通して公開しています。中・長期計画を作成し、職員にも周知され、評価・見直しが行われています。 保育の質の向上・研修 自己評価などの機会を通して提案、意見を集約し、全職員で保育の質の向上や改善について検討しています。苦情については全職員に周知し、解決策を検討しています。行事後にアンケートや聞き取りにより保護者の意向を把握、分析検討し、結果は保護者に報告しています。職員の研修機会を確保し、希望、受講歴等を考慮し偏りのないよう参加者を決めています。参加後は研修報告書を作成、職員が閲覧できるようファイリングしています。研修成果を評価し、研修計画に反映されています。
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	守秘義務・情報・安全 守秘義務の遵守については、職員倫理規定に明文化され、職場内研修や職員会議で確認、周知しています。「保育所のしおり」が作成され、保護者や希望者には説明の上、配布されています。保育所だよりや給食だよりなども毎月発行され、保護者に分かりやすく情報を伝える工夫がなされています。保育の様子や行事などについて、保育所内外の掲示板やポスターなどで、地域住民に対しても分かりやすく情報提供を行っています。見学者も常時受け入れ、子育ての情報誌などを配布したり、保育方法などを分かりやすく説明したりしています。事故防止や災害、食中毒などのマニュアル(チェックリスト)が各クラスに設置され、職員に周知されています。様々な実地訓練や職場内研修がなされ、警察署とも連携しています。トイレなどの衛生管理も適正に行われています。